

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB診療所に雇用され、臨床検査技師として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、レントゲン撮影車両（以下「検診車」という。）にて出張先のC市からの帰社途上、約4、5時間、補助席に座位の姿勢を余儀なくされたことにより、振動で腰を痛めたという。

請求人は、翌〇日、D医院に受診して、「腰部椎間板症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人は、再審査請求の理由において、検診車移動時に約4、5時間、寄りかかる場所がない補助席で常に腰・膝を直角の状態に自力で保つ必要があったこと及び帰社後に遠心分離器を車から台車に降ろして社内へ運んだことで、腰痛を発症したと述べていることから、以下検討する。

(1) 腰痛等の発症について、旧労働省（現厚生労働省）労働基準局長は、関連医学分野の専門家からなる専門家会議の最新の医学的知見に基づく検討結果を踏まえ「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を裁定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(2) 「災害性の原因による腰痛」について

請求人は、同僚と行った遠心分離器（36kg）の移動作業時に腰の痛みを感じたと主張するものの、同僚は当該作業時に請求人が「痛い」などと声を出した記憶はない旨述べている。また、請求人は、要旨、「遠心分離器を移動するときには、既に検診車内で体がこわばっていて、この作業以外にも違和感を感じていた。激痛というよりも違和感の上に違和感を感じた。」と述べている。

以上から、当審査会としても、遠心分離器の移動作業において、災害性の原因による腰痛発症の要件である突発的な出来事が生じたものではないと判断する。

(3) 「災害性の原因によらない腰痛」について

請求人は、C市からA市までの約5時間にわたる移動において、検診車の補助席で腰部を伸展できない姿勢で座っており、力を入れた状態の腰部に振動を受け、体がこわばった旨主張しているものの、「午後4時頃及び午後6時頃の2

回、検診車を止めて休憩が行われた。」と述べていることから、不自然な姿勢により腰部に振動を受けた連続時間としてはせいぜい2時間程度である。また、請求人は、要旨、「月の半分強は検診で出張しています。ほとんどが日帰りできる範囲ですが、月に1回くらいは遠方に行きます。」、「通常の出張時は補助席を交代するなど負担の軽減をはかる。」と述べているところ、請求人の当該移動に係る回数・頻度・時間数・程度等をみると、当審査会としても、災害性の原因によらない腰痛発症の認定基準に掲げる「腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢で毎日数時間程度業務」及び「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一姿勢を持続しておこなう業務」には該当しないものと判断する。

- (4) したがって、請求人の本件疾病は、業務上の腰痛発症に係る認定基準の要件を満たすものではなく、業務との相当因果関係は認められないものと判断する。
- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。